

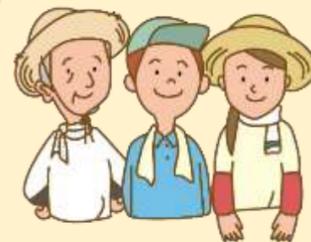
農業経営基盤強化促進法改正により、
令和7年4月から（「地域計画」の策定後）農地の貸借
方法が変わることになりますのでお知らせします。

● 地域計画策定地域の農地の貸借（売買）について

農地貸し借りの手続きは、下記の①～③のいずれかの手法で農地の貸借が可能でしたが、「地域計画」策定後（令和7年4月から）は①は廃止となります。

① 経営基盤強化促進法による利用権設定（相対） 令和7年4月廃止

- ・ 農地法第3条よりも簡易な手続きで農地の貸借（売買）ができ、契約期間が終了すれば農地は地主に返還されます。※認定農業者等が対象



② 農地法第3条による貸借（相対） 継続

- ・ 農業委員会に農地法第3条に基づく貸借（売買）の許可申請を行う手法です。農業委員会の審査を経て許可を受けることができれば貸借を行うことができます。解約の手続きがなければ、従前と同様の内容で更新されます。

③ 農地中間管理事業による貸借 継続

- ・ 農地中間管理機構が農地を貸したい人から借り受けて、受け手に貸出する事業です。地域計画策定後は、受け手及び農地が「地域計画」に位置づけられる必要があります。

